

議案第62号

阿見町認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

阿見町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月8日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

阿見町認可地縁団体印鑑条例(平成20年阿見町条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「職務代行者」を「代表者の職務を代行する者」に改め、同条第2号から第4号までの規定中「地方自治法」を「法」に改める。

第6条中「印鑑登録原票」を「認可地縁団体印鑑登録原票」に改める。

第8条第2号中「地方自治法」を「法」に改め、同条第3号中「に変更を生じた場合で、町長が当該認可地縁団体の代表者等の登録印鑑を適当でないと認めた」を「の変更により、登録印鑑が第3条第2項第1号の規定に該当するに至った」に改める。

第11条中「町長は」を「法第260条の8の規定による代理人を置き、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第18条の3第1項の規定により作成された台帳に当該代理人が記載されている認可地縁団体にあつては、当該代理人により」に、「地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第19条第1項第1号トの代理人(以下「代理人」という。)に行わせること」を「行うこと」に改め、同条後段中「代理人」を「当該代理人」に改める。

第12条中「印鑑登録者又は」の次に「前条の」を加える。

第14条中「印鑑登録原票」を「認可地縁団体印鑑登録原票」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

阿見町認可地縁団体印鑑条例（平成20年条例第29号）新旧対照表

改正前	改正後	備考
（登録を受けることができる者） 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、次に掲げる者が選任されているときは、当該者とする。 （1） 民事保全法（平成元年法律第91号）第56条に規定する <u>職務代行者</u> （2） <u>地方自治法</u>第260条の9に規定する仮代表者 （3） <u>地方自治法</u>第260条の10に規定する特別代理人 （4） <u>地方自治法</u>第260条の24又は<u>地方自治法</u>第260条の25に規定する清算人 （登録事項の修正） 第6条 町長は、法第260条の2第10項の規定により告示した事項に関し、同条第11項の規定による変更の届出があったときは、第8条各号のいずれかに該当する場合を除き、当該届出の記載に基づいて<u>印鑑登録原票</u>の記載を修正するものとする。 （印鑑登録の職権による抹消） 第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑の登録を抹消し、当該印鑑登録者に通知するものとする。	（登録を受けることができる者） 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、次に掲げる者が選任されているときは、当該者とする。 （1） 民事保全法（平成元年法律第91号）第56条に規定する <u>代表者の職務を代行する者</u> （2） <u>法</u>第260条の9に規定する仮代表者 （3） <u>法</u>第260条の10に規定する特別代理人 （4） <u>法</u>第260条の24又は<u>法</u>第260条の25に規定する清算人 （登録事項の修正） 第6条 町長は、法第260条の2第10項の規定により告示した事項に関し、同条第11項の規定による変更の届出があったときは、第8条各号のいずれかに該当する場合を除き、当該届出の記載に基づいて<u>認可地縁団体印鑑登録原票</u>の記載を修正するものとする。 （印鑑登録の職権による抹消） 第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑の登録を抹消し、当該印鑑登録者に通知するものとする。	

改正前	改正後	備考
(1) (略) (2) <u>地方自治法</u>第260条の20の規定により認可地縁団体が解散したとき。 (3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名<u>に変更を生じた場合で、町長が当該認可地縁団体の代表者等の登録印鑑を適当でないと認めたとき。</u> (4) (略) (代理人による申請等) 第11条 <u>町長は</u> _____ _____, 第4条の申請、第7条第1項及び第2項の届出又は第9条の申請を<u>地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第1号トの代理人（以下「代理人」という。）に行わせることができる。</u>この場合において、<u>代理人</u>は、委任の旨を証する書面を町長に提出しなければならない。 (登録申請者等の確認) 第12条 町長は、第4条の申請、第7条第1項及び第2項の届出又は第9条の申請があったときは、当該申請を行った者が代表者等若しくは印鑑登録者又は_____代理人であること及	(1) (略) (2) <u>法</u>_____第260条の20の規定により認可地縁団体が解散したとき。 (3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名<u>の変更により、登録印鑑が第3条第2項第1号の規定に該当するに至った_____とき。</u> (4) (略) (代理人による申請等) 第11条 <u>法第260条の8の規定による代理人を置き、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第18条の3第1項の規定により作成された台帳に当該代理人が記載されている認可地縁団体にあつては、当該代理人により、第4条の申請、第7条第1項及び第2項の届出又は第9条の申請を行うこと</u> _____が できる。この場合において、<u>当該代理人</u>は、委任の旨を証する書面を町長に提出しなければならない。 (登録申請者等の確認) 第12条 町長は、第4条の申請、第7条第1項及び第2項の届出又は第9条の申請があったときは、当該申請を行った者が代表者等若しくは印鑑登録者又は<u>前条</u>の代理人であること及	

改正前	改正後	備考
び本人であることを確認しなければならない。 (閲覧の禁止) 第14条 <u>印鑑登録原票</u>_____その他登録印鑑に関する書類は、閲覧することができない。	び本人であることを確認しなければならない。 (閲覧の禁止) 第14条 <u>認可地縁団体印鑑登録原票</u>その他登録印鑑に関する書類は、閲覧することができない。	

議案第62号説明資料

阿見町認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

【一部改正の理由】

「地方自治法施行規則の一部を改正する省令(令和8年6月30日付総務省令第86号)」により、本条例において引用している地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)の改正があり、これに伴い引用条番号にずれが生じたことに伴い、適切な条文に改めるもの。

【主な改正内容】

- ① 認可地縁団体台帳の作成根拠条番号を改正後の地方自治法施行規則における条番号に改めるとともに、当該法令の趣旨に則した規定ぶりの見直しによる改正(第11条関係)
→条ずれを改めるほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方自治法施行規則の規定に基づき、町長が主体となるべきではない規定について整理を行った。
- ② その他軽微な改正(第2条、第6条、第8条、第12条、第14条関係)
→法制執務上の必要な略称の使用、条例施行規則との文言の統一及び登録取消し事由の整理を行った。

【実務への影響】

本改正は、引用すべき条番号の修正のほか、文言や規定ぶりの軽微な修正であり、現行の運用に対し実質的な影響は生じない。

【施行時期】

令和8年10月1日(改正後の地方自治法施行規則の施行期日に合わせるもの)